地域再生と地方財政の健全化に向けて

平成 25 年 11 月 29 日 伊藤 元 重 小 林 喜 光 佐々木 則夫 高 橋 進

1. 地域再生に向けて

人口減少・高齢化の急速な進展の下、アベノミクスの成果を全国各地に行き渡らせるためには、①民間投資と地域産業の再生、②社会インフラ・行政サービスの集積によるコンパクト・シティ形成と、それらの連携・ネットワーク化による相互補完・機能強化、③社会保障に頼りすぎず、健康長寿・生涯現役がかなう地域社会の実現、④それらを通じて、集住が進むなど地域の中で人が集まる成長中核圏の形成、が重要。こうした観点から、以下に取り組むべき。

- ▶ 地方都市機能の集積を促進するため、関係各府省が連携し、自治体が自ら主体的にパッケージで政策を利活用できるよう、国のプラットフォームを整備するとともに、モデルとなる都市を形成し、横展開すべき。
- ▶ オリンピック・パラリンピック東京大会の参加国について「ホストシティ・ホストタウン」を決め、 来年度にも、参加国との相互交流等を開始し、東京のみならず全国各地に経済効果を 波及させ、地域経済を活性化すべき。
- ➤ ユニバーサル・テスティングの考え方の①政令都市等地方自治体への導入推奨、②公 営住宅への原則導入など、PPP/PFIの導入領域を大幅に拡大すべき。
- ▶ 企業集積を促す環境整備を進める。その際の核として、公設試験研究機関(323機関、 684施設)の機能を徹底的に見直し、大胆な再編を推進すべき。
- ▶ クラウド技術の活用及び事務の共通化・標準化により、自治体行政のコスト低減及び行政 データの開放による民間の利活用を促進すべき。また、社会保障・税番号制度が本格稼 働する平成29年度を目標年次とした工程表を策定し、電子自治体構築に向けた取組を 加速すべき。

2. 地域再生と地方財政の健全化を両立させる 26 年度予算

(1) 平時モードへ切り替えていく中での歳出総額の抑制と財政の"質"の向上

来年度の国の予算は、社会保障の充実等に要する経費などを除き、総額抑制が出発点であり、地方財政についても国と歩調を合わせた対応が不可欠。

- ▶ 地方の歳出について、国と同様、社会保障関係経費が大きく増加する中、国と歩調を合わせ歳出の効率化を図ることを通じて、国及び地方の基礎的財政収支を対25年度比で改善させる必要がある。その際、必要となる地域活性化の財源は、メリハリを効かせることを前提として、重点的に確保すべき。
- ▶ 地方一般財源総額に係る「実質対前年度同水準ルール」を引き続き堅持すべき。
- ▶ 地域経済はリーマンショック後の影響から未だ回復途上にあるが、今後、アベノミクス効果により、国税・地方税収の回復が期待される。経済危機対応措置として導入された歳出の

¹ 中長期の経済財政に関する試算では、地方のPBを改善させる(25 年度+2 兆円⇒26 年度+2.1 兆円)必要がある。

特別枠(平成25年度1.5兆円)については、経済再生の進捗に合わせて早期に削減するとともに、交付税の別枠加算(同1.2兆円)については、速やかに通常ルール(現状国負担から国・地方折半負担)に戻すべき。

- ▶ 頑張る地方を応援するための交付税の算定に当たっては、行革努力に着目する際には、 社会資本マネジメントによる効率化の程度や PPP/PFI の事業規模を新たに勘案すべき。 地域活性化努力に着目する際には、地域の自主性を重視する観点から、努力を評価す るための全国的かつ経年的に比較可能な客観的指標(単独又は組合せ)を地方が選定 できる仕組みとすべき。
- ▶ 公共施設等の除却等のための地方債の発行に当たっては、自治体が施設総量目標や 工程表などを明らかにすることを要件とするよう、国はガイドラインを設定すべき。

(2) 税源偏在の是正等

地方税制は、税収の偏在性と変動が小さい安定した体系を原則とし、その上でなお存在する自治体間の財源不均衡の調整は地方交付税で対応することが本筋。

しかしながら、現状は、地方法人税を中心とする税源の偏在が生じており、交付税に大きく依存する歳入構造(不交付団体数 48/1742)となっており、あるべき税制から乖離している。法人実効税率の在り方の検討の中でも、課税ベースを含め、地方法人税の在り方を見直すことが必要である。

- ▶ こうした現状に加え、来年4月からの地方消費税率の引上げにより、財政力格差は拡大する。景気回復による地方法人税収の拡大も見据え、課税ベースの拡大を含め、交付・不交付団体間の財政力格差を調整する仕組みの導入が不可欠。
- ▶ 頑張る地方を支えるためには、将来的に地方税の充実により、地方交付税への依存体質から脱却し、自治体が受益と負担を実感できるようにすることが必要。その際、偏在性の少ない形での地方税体系の構築や課税自主権の拡大が重要。人口減少と過疎化の進展の下、ナショナルミニマムの在り方を含め、これまでの財政調整・財源保障の仕組みを抜本的に検討すべき。

(3) 公営企業・第三セクター等の抜本改革、地方公会計・固定資産台帳の整備促進

第三セクターや地方三公社等の存廃を含めた抜本的改革の取組が今年度末で終了するが、現時点で取組方針すら定まっていないものが全体の4割を占めるほか、地方公営企業のうち、下水道・病院は一般会計等からの多額の繰入金に依存しており、更なる改革を進めることが不可欠。また、企業会計原則による地方公会計の整備は経営改革の基礎インフラであり、早期導入に向けた取組を促進すべき。

- ▶ 第三セクター等の改革が遅れているものについて、総務省が全体評価し、その実情を明らかにするなど、ガバナンスの強化・徹底を図るべき。また、方針未決定の自治体を中心に、出口(清算、民営化、債務処理等)とそれに伴う対応方針・工程表を早期に明確化するよう、平成26年度中にガイドラインを策定すべき。
- ➤ 社会資本マネジメント、PPP/PFIの展開には固定資産台帳や地方公会計の整備が必要であるが、進捗が遅れている。自治体の取組の参考となるマニュアルを来年度中に整備するほか、目標年次を示した工程表を策定し、実行を促すべき。